

救急医療協力医療機関の申出等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づいて、次のとおり救急医療協力病院及び診療所（以下「救急医療協力医療機関」という。）の申出等の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(救急医療協力医療機関の申出)

第2条 病院又は診療所の開設者が規則第2条の規定により救急医療に協力する旨を申し出ようとするときは、別紙様式1号による申出書2通を知事に提出するものとする。

(申出事項の変更の届出)

第3条 救急医療協力医療機関の開設者は、前条の規定による申出書に記載した事項に変更を生じたときは、別記様式第2号による届出書2通を知事に提出するものとする。

(申出の撤回の届出)

第4条 救急医療協力医療機関の開設者は、規則第2条の規定による申し出を撤回しようとするときは、別記様式第3号による届出書2通を知事に提出するものとする。

(書類等の経由等)

第5条 この要領に基づき知事に提出する書類は、当該医療機関の所在地を所轄する保健所を経由するものとする。この場合において保健所長は1通を保健所に保管し、他の1通を医療政策課長に送付するものとする。

(保健所長の意見)

第6条 保健所長は、第2条の規定による申出書を受け付けたときは、当該医療機関について、規則第3条第1項各号に掲げる基準に対する適合の状況について確認をするものとする。

(知事の認定)

第7条 知事は、第2条の規定による申し出があったときは、規則第3条第1項各号に掲げる基準に対する適合の状況について審査をし、規則第2条の規定により救急医療協力医療機関として認定するものとする。

(告示、通知等)

第8条 知事は、前条の規定により認定したときは、規則第3条第2項の規定により告示し、その旨を当該医療機関の開設者に通知するとともに、各消防長等、茨城県医師会長、各郡市医師会長及び各保健所長等関係機関にもその旨通知するものとする。

(申出、変更届出、撤回届出等の取扱い)

第9条 この要領に定める申出、変更届出、撤回届出及び告示行為等の取扱は、別表の区分によるものとする。

付 則

1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。